

入所のご案内

特別養護老人ホーム

遊づる

理 念

私たちは、地域社会の福祉ニーズに柔軟・迅速・誠実に応えることをとおし、自らの成長をはかり、地域社会の福祉向上に役立つことに誇りを持ちます。

基 本 方 針

遊づるは礼儀、笑顔、感謝をモットーにお年寄りと地域の福祉に貢献することを目的としています。

『老人は多年にわたり社会の進展に寄与してきたものとして、かつ豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障される。』という老人福祉法の理念を尊重し、お年寄りにとって「本当の幸せ」とは何かを全力で追求します。

利用者の人格の尊厳、人権の尊重を最優先させながら、自立の援助を行い、利用者と職員、家族、そして地域が一体となって明るく健康な環境をつくれるよう努力していきます。

〒580-0014

大阪府松原市岡1丁目184番地の1

TEL 072-335-0110

FAX 072-335-1771

◎入所後の生活について

1. 一日の生活について

時 間	ご利用者	スタッフ
6 : 30	起床 洗面、着替え	起床、排泄介助 洗面、着替え介助 利用者誘導、朝食準備、配膳
7 : 30	朝食	食事介助 下膳、口腔ケア 後片付け、掃除、エプロン洗濯 ポータブルトイレ洗浄 シーツ交換
9 : 30	入浴	入浴介助 配茶・水分補給 排泄介助
10 : 00	余暇活動	余暇活動 排泄介助 利用者誘導・昼食準備・配膳
12 : 00	昼食	食事介助 下膳、口腔ケア 後片付け、掃除、エプロン洗濯 スタッフ休憩
14 : 00	余暇活動 入浴	余暇活動 配茶・水分補給 排泄介助 ポータブルトイレ洗浄 入浴介助
15 : 00	おやつ	おやつ介助 口腔ケア 後片付け、掃除、エプロン洗濯 排泄介助 利用者誘導・夕食準備・配膳
18 : 00	夕食	食事介助 口腔ケア 後片付け、掃除、エプロン洗濯 排泄介助
21 : 00	着替え・消灯	着替え介助 排泄介助

2. 年間行事

月	行 事 名
4 月	花見
5 月	食事会
6 月	外出会
8 月 3 日	遊べる祭り
8 月中旬	盆供養
9 月	敬老の日を祝う会
1 0 月	食事会
1 2 月	忘年会
1 月 6 日	新年会

3. 定例行事・余暇活動

- ・入所者の集い 毎月第三日曜日
- ・音楽療法 毎週火曜日・第 4 水曜日
- ・散髪 月 2 回
- ・代行買い物 月 1 回
- ・レクリエーション

◎必要書類及び持参品について

1. 書類、証書関係

- ・健康保険証（後期高齢者医療被保険者証）
- ・身体障害者手帳
- ・介護保険被保険者証
- ・介護保険負担限度額認定証
- ・介護保険負担割合証
- ・年金証書の写しまたは年金通知書の写し
- ・印鑑
- ・住民転出証明書
（松原市以外から入所され施設の住所に変更する場合）

2. 持ち込み物品の制限について

- ・居室に持ち込まれた物品については施設は責任を負いかねますので、自己の責任において管理して下さい。
- ・現金、宝石などの貴重品、包丁やナイフ、尖ったはさみ、生き物（ペット）、居室に収まりきれない荷物は持ち込みできません。

3. 衣類について

- ・寝巻、普段着 5組
（寝巻、普段着は季節毎に家族の方で入れ替えし整理して下さい。）
- ・下着（パンツ、シャツなど） 5組
- ・靴下（サイズは大きめで足首のゴムは緩めのもの） 5～6足
- ・その他普段使われている衣類がありましたら持参して下さい。

4. 日用品について

- ・バスタオル 3～4枚
- ・タオル 5～6枚
- ・靴（履きなれたもので、下履き・上履き兼用のもの）
- ・洗面用具
- ・置時計
- ・ティッシュペーパー
- ・その他普段使われている必要な物品がありましたら持参して下さい。

5. 名前の記入について

- ・衣類、日用品などの持ち物には全て名前を記入して下さい。
- ・名前の記入は下着以外、着用したときに外から見えないところに記入して下さい。

6. 日常の健康管理について

- ・入所後の主治医は遊ぶるの管理医師により健康管理をさせていただくことが原則となっていますが、希望で主治医を変更しないことも可能です。ただし、この場合ご家族で定期受診の送迎及び付き添いを行っていただき、お薬と情報をその都度施設にいただくことになりますのでご了承下さい。また入所決定後に診療情報提供書と次の受診までのお薬を持参して下さい。
- ・主治医を遊ぶるの管理医師でさせていただく場合、入所決定後に入所前の主治医から診療情報提供書と一週間程度のお薬を持参して下さい。その後は遊ぶるで日常の健康管理を行いお薬の処方をさせていただきます。

◎ご面会について

- ・面会時間は午前は、10時から11時半で午後は、3時半から5時までとなっています。
午後5時30分になりましたら玄関を施錠致します。
 - ・面会の際、面会記録簿に必要事項をご記入いただきます。
 - ・面会時の差し入れはなまもの（購入したお惣菜等含む）、ご自宅で調理をしたもの等の持ち込みは禁止とさせていただきます。また、他のご利用者には健康上、食事制限のある方もいらっしゃいますのでお渡ししたくないようにして下さい。
- ※施設への心遣いはいただけない規則になっていますのでよろしくお願い致します。
- ※新型コロナウイルス感染拡大防止、その他感染症予防のため、面会を中止及び制限させて頂く場合があります。

◎外出・外泊について

- ・食事等の都合がありますので、事前にお知らせ頂き、当日体調が良ければ外出・外泊をして頂けることになっております。
施設の出入りについては、午前9時から午後5時の間で、外出・外泊時には、外出・外泊届の記入をお願い致します。
 - ・必要があれば普段施設で使用いただいている車椅子等をお貸しすることもできます。
- ※ 新型コロナウイルス感染拡大防止、その他感染症予防のため、外出・外泊を中止とさせて頂く場合があります。

◎健康状態の急変について

- ・万が一、健康状態に急変が生じたときには、原則職員が付き添いをさせて頂き、救急搬送や入院等の処置をとらせて頂きますのでご了承下さい。また直ちに連絡報告させて頂きますので、搬送先の病院までお起こし頂くようお願い致します。

◎退所していただく場合について

- ・ホームで治療できない病気等のため、病院に入院し3ヶ月以上入院が継続した場合（3ヶ月以内に退院が見込めないと診断された時を含む）。
- ・ホームでの生活になじまず、他の利用者に著しく迷惑をかける状態が継続した場合。
- ・入所を必要とした問題が解消した場合。
- ・要介護認定により利用者の心身の状況が自立、要支援1、要支援2又は要介護1、要介護2と判定された場合。
- ・お亡くなりになった場合。